

# きど常太 つねひろ

総務委員会 地域魅力向上対策特別委員会

呉市倉橋町7379  
[TEL] 0823-56-1211 [FAX] 0823-56-2430  
http://t-kido.com/ E-mail:k.sakaguchi@beetle.ocn.ne.jp

〒730-8509 広島市中区基町10-52 広島県議会「広志会」控室  
[TEL] 082-513-4620 [FAX] 082-223-0185

- 広志会議員 砂原克規 [広島市西区] 生活福祉保健委員会 安心な環境づくり対策特別委員会
- 井原 修 [東広島市] 建設委員会 地方創生・行財政対策特別委員会
- 宮本新八 [山県郡] 文教委員会 広域・国際観光振興対策特別委員会
- 佐藤一直 [広島市中区] 農林水産委員会委員長 少子化・次世代育成対策特別委員会



2000年4月より始まった介護保険制度も16年目。3年ごとの見直しで、昨年4月より新制度が開始されました。団塊の世代が65歳以上の高齢者人口に達したため高齢化率は4分の1となったのですが、15年後には65歳以上の人が人口の3分の1を超える、未曾有の超高齢化社会「大介護時代」を迎えます。

**利用者の負担増、特養の入居制限などが変わります。**

2015年度の介護保険制度の見直しでは、一定以上の所得のある層の負担が引き上げられ、低所得者層の負担軽減が拡大されたというイメージですが、額面通りに受け取れない部分も大きく変更されています。確かに、昨年8月より介護保険の利用者負担は一律一割、たつたものが、単身で280万円、夫婦で359万円以上の一定以上所得のある人は2割負担に変わりました。また、単身

## 変わりゆく介護保険制度



城戸会長を囲み、左から宮本・砂原・井原・佐藤の各県議員

で1千万円超、夫婦で2千万円超の資産がある人は特養補助が打ち切りとなりました。この度の改正で、あまりに待機者が多いことから、特養に入居できるのは、基本的に「要介護3」以上と決まり、さらに軽度要介護者向けサービスは市町に移管しました。介護保険サービスは本来、要介護者向けの「介護給付」と要支援者向けの「予防給付」があります。予防給付は国が管理するもので、これが市町に移管されれば全国一律であった基準がなくなり、地域

によりサービス格差や利用料格差が生じてくるのが考えられます。行政は「介護不要の健康体」と、スポーツや運動に取り組むよう促し在宅介護を勧めますが、体（健康）には個人差があり、介護にも家庭の事情が余りに無策です。「複数介護のいる家族を抱えており、この改正は今後どのように生活を送ればいいのか。他の兄弟の協力も得られない現在、一家心中でもしろうというのでしようか。介護費も底をつき、この先いつまで生きるのか。私の方が先にまいります。」という切実な声がネット上に共感を呼んでいます。こうした現実には、しかも段々悪化している介護環境に、国だけの取り組みでは未来はありません。「住んでみたい、暮らしてみたい広島県」の実現は、介護者と介護家族、介護施設も含んだ、希望ある広島県独自の試案を早急に実施すべきであり、そのための諸提案を、広志会は真剣に取り組んでいます。

# 声が・顔が・夢が デカイ きど常太



## 急がれる呉市の治水対策の強化

**多発する豪雨災害**  
近年、想定外のゲリラ豪雨が各地で頻繁に起こっています。一昨年の広島市で発生した豪雨災害が記憶に新しいですが、本年6月にも福山市で河川の堤防が決壊し、浸水等により大きな被害が出ました。

呉市では、最近は大規模災害は無いものの、過去には、昭和20年9月の枕崎台風や昭和42年7月の集中豪雨、また、近年では、平成11年6月の豪雨災害や平成16年9月の台風18号などにより、各地で土砂崩れや浸水等により大きな被害が出ました。いつまた大災害が呉市で起こるとも限りません。

**水害に弱い呉市**  
呉市は、入り江に形成された都市であり、狭い平野の背後にすぐ山地が迫っています。特に、旧市内中心部は三方を山に囲まれた「すり鉢状」であり、急傾斜地が多い地形で、大雨が降れば、狭い平野部に流れる川に水

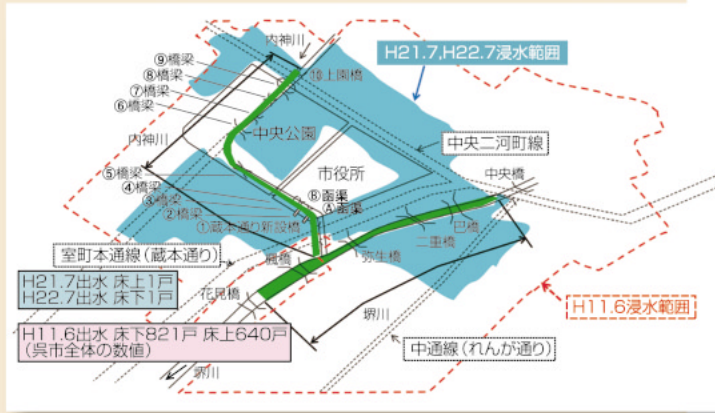
が集中します。また、地質は風化しやすく水に弱い花崗岩質のため、豪雨や台風などに見舞われた際には、土砂崩れが発生し、山麓の急傾斜地に密集する民家を襲い、住民や家屋に被害が及びやすいのです。

平野部でも、治水対策に課題がある地域では、大雨と満潮が重なる時など、川の水があふれて浸水被害が度々発生しています。

皆様もご承知とは思いますが、例えば、市内中心部は、境川流域の本通・中通地区、阿賀の海岸通り、広の虹村地区や広警察署付近などでは、頻繁に浸水被害があります。

また、急傾斜地の道などでも、短時間で多量の降雨の場合には、排水能力を超え、雨水が道路上を流れることがあり、歩行者や車などに危険が及びます。

島嶼部においても、同様の問題を抱える地域がありますが、



島嶼部をはじめ、沿岸部は高潮や高波による被害も頻繁に出ています。

**水害による深刻な影響**  
浸水や土砂崩れ等、災害が発生した場合、人命にかかわるだけでなく、建物・河川等への直接的な被害や、企業活動や商店の営業を休止せざるを得ないなどの間接的な被害が発生します。こうした災害が頻繁に起こるのでは、呉市からの移転を検討する企業等も出てくるのではないのでしょうか。

呉市では、東広島呉道路など、

交通インフラの整備は進んでいます。こうした災害への安全・安心が確保されなければ、企業も誘致できませんし、定住者も増えません。観光客からも敬遠されるようになるでしょう。

**災害に強いまちづくりに向けて**  
現在、旧市内中心部では、県事業による堺川水系の河川整備事業が進められており、平成25年度からの整備計画・実施設計を経て、本年度は詳細設計に着手されます。また、平成16年の台風18号で甚大な被害を受けた天応地区の天応海岸では、本年度から県事業による海岸高潮対策工事が着手されます。

他地区においても、県民の財産や命を守り、企業や商店の活動等を守るためにも、排水対策や堤防・護岸整備など、総合的な治水対策に取り組む、災害に強いまちづくりを早急に進める必要があります。

私は、こうした治水対策を呉市の喫緊の課題の一つであると考え、これまで尽力をして参りましたが、今後も継続して取り組んで参ります。